



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年3月5日金曜日 第186号

◇ 目 次 ◇

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る愛媛県税賦課徴収条例の規定による県税の申告の期限の延長..... (税務課) ... 196

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(2件)..... (農地整備課) ... 196

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 197

愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正..... (森林整備課) ... 197

津波災害警戒区域の指定..... (土木管理課技術企画室) ... 202

公共測量の終了の通知..... (道路維持課) ... 203

都市計画事業の事業計画の変更認可..... (都市整備課) ... 203

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... (会計課) ... 203

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 203

道路の区域変更(県道新居浜別子山線)..... (東予地方局管理課) ... 205

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 205

土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 206

公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行..... (建築住宅課) ... 206

人事委員会公告

令和3年度愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験公告..... (人事委員会事務局) ... 207

公営企業公告

一般撮影システムの購入..... (公営企業管理局総務課) ... 210

正 誤

令和3年2月24日付け第183号外1中..... (監査事務局) ... 211

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第224号

愛媛県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号)第8条第1項の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)第45条の2第1項及び第3項から第5項までの規定による個人の県民税の申告並びに同法第72条の55第1項及び第2項の規定による個人の事業税の申告に関する期限(同条第1項に規定する年の中途において事業を廃止した場合の期限を除く。)を令和3年4月15日まで延長する。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第225号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、今治市玉川、清水、富田、立花、日高、乃万、日吉、近見地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・蒼社川地区)計画書の写し

- 縦覧期間
令和3年3月8日から4月2日まで
- 縦覧場所
今治市役所本庁

○愛媛県告示第226号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、今治市上浦町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ほ場整備事業・上浦地区)計画書の写し
- 縦覧期間
令和3年3月8日から4月2日まで
- 縦覧場所
今治市役所上浦支所

○愛媛県告示第227号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和9年3月23日	愛媛県第1262号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土炭酸石灰2号	アルカリ分53.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は、規格のとおり	株式会社研農高知県高知市百石町二丁目25番20号

○愛媛県告示第228号

愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月愛媛県告示第1383号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和2年度の補助金から適用する。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助対象事業の内容等)</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。_____。）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p>イ 被害森林整備 気象災害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待できないものにおいて、協定（市町にあつては森林所有者と、森林所有者にあつては<u>地方公共団体と、次条第3号ウに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。</u>）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。</p> <p>(ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法施行</p>	<p>(補助対象事業の内容等)</p> <p>第3条 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 特定森林再生事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。</p> <p>ア 森林緊急造成 自然条件等の理由により更新が困難な森林において、事業主体（次条に規定する事業主体をいう。以下この号において同じ。）が協定（市町にあつては森林所有者（森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）と、次条第2号イからオまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。<u>イ</u>において同じ。）に基づいて行う人工造林等の森林施業</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。</p> <p>(ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。</p> <p>a 省略</p> <p>b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等（森林法施行</p>

令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と同法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 省略

(イ) 省略

(4) 省略

(事業主体)

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～ケ 省略

(2)～(10) 省略

(補助対象事業の規模)

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合 _____
_____ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア)～(ウ) 省略

イ・ウ 省略

(2)～(4) 省略

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

2・3 省略

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて実地検査を行つた上、補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の請求)

令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる者をいう。以下同じ。）が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等（森林法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）と同法第10条の11第2項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 省略

(イ) 省略

(4) 省略

(事業主体)

第4条 事業主体（造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。）は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの

ア～ケ 省略

コ 要間伐森林（森林経営管理法附則第4条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第10条の10第2項に規定する要間伐森林をいう。以下同じ。）に係る森林経営管理法附則第5条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧森林法（以下「なお効力を有する旧森林法」という。）第10条の11の2第1項第2号の契約の締結に関しなお効力を有する旧森林法第10条の11の4第1項（なお効力を有する旧森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の知事の裁定を受けた者（以下「施業代行者」という。）

(2)～(10) 省略

(補助対象事業の規模)

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

ア 間伐及び更新伐を実施する場合（要間伐森林において施業代行者が実施する場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める規模

(ア)～(ウ) 省略

イ・ウ 省略

(2)～(4) 省略

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主体は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる 書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 施業図（様式第2号）

(2) 位置図（施行地の位置を示した縮尺5万分の1の地形図又はこれに準ずるものに限る。）

(3) 事業主体から委任を受けて行う補助金の交付申請にあつては、委任状及び精算依頼書（様式第3号）又は委任状（様式第4号）

(4) その他知事が必要と認める書類

2・3 省略

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、_____実地検査を行つたうえ、補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、補助金を請求しようとするときは、造林事業補助金請求書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第3号）によりその旨を届け出なければならない。

(1)・(2) 省略

4～6 省略

別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係）

森林環境保全直接支援事業

Table with 3 columns: 区分, 補助基準（経費の内容）, 補助率. Rows include 1-2 省略, 3 下刈り, 4-7 省略, 8 保育間伐, 9 省略, 10 更新伐.

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、補助金を請求しようとするときは、造林事業補助金請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第9条 省略

2 省略

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第6号）によりその旨を届け出なければならない。

(1)・(2) 省略

4～6 省略

別表第1（第3条、別表第2、別表第4関係）

森林環境保全直接支援事業

Table with 3 columns: 区分, 補助基準（経費の内容）, 補助率. Rows include 1-2 省略, 3 下刈り, 4-7 省略, 8 保育間伐, 9 省略, 10 更新伐.

	木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らし（標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分において行うものにあつては、森林経営計画に基づいて行うものに限る。）に要する経費	
11・12 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

別表第2（第3条関係）

特定森林再生事業

1 森林緊急造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	適正な密度管理を目的として <u> </u> 齢級以下 <u> </u> の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積（被害木の除去、淘汰及び搬出集積を含む。）に要する経費	省略
9～11 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

3 重要インフラ施設周辺森林整備

	木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らし（標準伐期齢に2を乗じて得た林齢以下の林分において行うものにあつては、森林経営計画に基づいて行うものに限る。）に要する経費	
11・12 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に_____ 2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

別表第2（第3条関係）

特定森林再生事業

1 森林緊急造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～8 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に_____ 2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

2 被害森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	適正な密度管理を目的として <u> </u> 齢級以下（天然林にあつては、 <u> </u> 齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積（被害木の除去、淘汰及び搬出集積を含む。）に要する経費	省略
9～11 省略		
備考		
1～4 省略		
5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に_____ 2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。		

3 重要インフラ施設周辺森林整備

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～11 省略		
備考		
1～4 省略		
5	森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。	

4 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 保育間伐	適正な密度管理を目的として 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
8～10 省略		

備考

- 1～4 省略
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に原則として2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	適正な密度管理を目的として 齢級以下（天然林にあつては、齢級以下）の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	省略
9～12 省略		
備考 省略		

- (3) 省略

様式第1号（第6条、様式第3号関係）

省略
省略

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～11 省略		
備考		
1～4 省略		
5	森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に_____2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。	

4 保全松林緊急保護整備

- (1) 省略
- (2) 松林保護樹林帯造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～6 省略		
7 保育間伐	別表第1 8に同じ。	省略
8～10 省略		

備考

- 1～4 省略
- 5 森林作業道整備は、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業に_____2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

別表第4（第3条関係）

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

- (1) 省略
- (2) 耕作放棄地等森林造成

区 分	補助基準（経費の内容）	補助率
1～7 省略		
8 保育間伐	別表第1 8に同じ。	省略
9～12 省略		
備考 省略		

- (3) 省略

様式第1号（第6条、様式第6号関係）

省略
省略

- 注1 省略
- 2 知事が必要と認める書類を添付すること。

別紙
省略

省略

- 注1 省略
- 2 施行地の所在欄及び森林所有者欄には、原則として林地台帳、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されている地番及び森林所有者名を記載すること。
- 3 申請区分欄には、事業主体 自らが申請するものにあつては「単独」と_____、事業主体から補助金の申請事務の委任を受けた代理人が申請するものにあつては「代理」と記載すること。
- 4～10 省略
- 11 事前計画提出日欄には、森林環境保全直接支援事業の人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備並びに花粉発生源対策促進事業に係る申請の場合は、当該事前計画を知事に提出した年月日を記載すること。
- 12 省略

- 注1 省略
- 2 次の_____書類を添付すること。
 - (1) 施業図（様式第2号）
 - (2) 位置図（施行地の位置を示した縮尺5万分の1の地形図又はこれに準ずるものに限る。）
 - (3) 事業主体から委任を受けて行う補助金の交付申請にあつては、委任状及び精算依頼書（様式第3号）又は委任状（様式第4号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類

別紙
省略

省略

- 注1 省略
- 2 施行地の所在欄及び森林所有者欄には、森林施業計画、登記事項証明書等に記載されている地番及び森林所有者名を記載すること。
- 3 申請区分欄には、森林所有者自らが申請するものにはあつては「単独」と、森林所有者から施業の委託を受けた事業主体が申請するものにあつては「受託」と、事業主体から補助金の申請事務の委任を受けた代理人が申請するものにあつては「代理」と記載すること。
- 4～10 省略
- 11 事前計画提出日欄には、森林環境保全直接支援事業の_____間伐、更新伐及び森林作業道整備_____に係る申請の場合は、当該事前計画を知事に提出した年月日を記載すること。
- 12 省略

様式第2号から様式第4号までを削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号（第8条関係） 省略</p> <p>様式第3号（第9条関係） 造林補助事業施行地の転用等届出書</p> <p>省略</p> <p>注1・2 省略</p> <p>3 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 造林補助事業施行地に係る造林事業補助金交付申請書（様式第1号）_____の写し</p> <p>(3) <u>その他知事が必要と認める書類</u></p>	<p>様式第5号（第8条関係） 省略</p> <p>様式第6号（第9条関係） 造林補助事業施行地の転用等届出書</p> <p>省略</p> <p>注1・2 省略</p> <p>3 次の書類を添付すること。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 造林補助事業施行地に係る造林事業補助金交付申請書（様式第1号）、<u>施業図（様式第2号）及び委任状及び精算依頼書（様式第3号）又は委任状（様式第4号）</u>の写し</p>

○愛媛県告示第229号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定に基づき、次のとおり津波災害警戒区域を指定する。
令和3年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 津波災害警戒区域

大洲市、及び上島町の区域（次の図に示す部分に限る。）

2 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部土木管理局土木管理課技術企画室、今治土木事務所、大洲土木事務所、並びに大洲市、上島町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 令和2年10月21日から
令和3年2月19日まで
- 3 作業地域 松山市域

○愛媛県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づ

き、松山広域都市計画道路事業3・2・60号松山駅北東西線及び3・3・10号松山駅前衣山線（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事業施行期間 平成28年11月29日から
令和5年3月31日まで
- 2 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし

○愛媛県告示第232号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
鬼北第2号	北宇和郡鬼北町大字奈良502番地	兵頭 敬志	北宇和郡鬼北町大字奈良502番地	令和3年2月26日

○愛媛県告示第233号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和3年3月5日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 岩田 圭一
- 2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号
- 3 特定施設に関する事項
R - 702

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第46号 イ 水洗施設
特定施設の能力	分離液量1日当たり3.5立方メートル処理
設置年月日	平成30年8月22日
特定施設の使用時間間隔	間 欠
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間 （LC7-07 B part 製造時）

特定施設の使用の季節的変動の概要		あ り （LC7-07 B part 製造時のみ排出）	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7~9 最大 7~9	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,300 最大 3,450	
	浮遊物質量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 550 最大 825	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.6 最大 3.9	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 3.5 最大 5.3	

汚水等は、シアン排水処理設備、酸素ばっ気式活性汚泥処理施設（OBT）で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

- (1) NBT新居浜総合排水処理施設

設置年月日	昭和47年5月12日
処理施設の種類	化学処理、生物処理及び物理処理

処理施設の型式	散気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 127メートル 横 85メートル 高さ 6.7メートル		
処理施設の能力	1日当たり24,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿、散気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 2.0~4.0 最大 2.0~4.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 521.1 最大 1,242.1	通常 107.5 最大 184.2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 493.1 最大 862.1	通常 24.2 最大 69.6
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 548.2 最大 717.6	通常 222.0 最大 240.9
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25.9 最大 68.9	通常 3.8 最大 11.5	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 17,743 最大 21,439	通常 17,743 最大 21,439	

(2) OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設

設置年月日	平成21年1月31日		
処理施設の種別	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型式	酸素ばっ気式活性汚泥処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 160メートル 横 71メートル 高さ 6.3メートル		
処理施設の能力	1日当たり10,800立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和、凝集沈殿及び酸素ばっ気式活性汚泥方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 8.0~12.0 最大 8.0~12.0	通常 7.0~8.0 最大 6.6~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 676.6 最大 1,162.6	通常 135.0 最大 287.7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 261.0 最大 881.5	通常 19.1 最大 71.4
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 844.4 最大 1,500.2	通常 169.1 最大 212.3
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.3 最大 31.9	通常 2.3 最大 5.4	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,109 最大 9,695	通常 8,109 最大 9,695	

(3) シアン排水処理設備(北特排)

設置年月日	昭和60年3月30日		
処理施設の種別	化学処理		
処理施設の型式	晒液酸化分解処理方式		
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	縦 4メートル 横 4メートル 高さ 4メートル×4槽		
処理施設の能力	1日当たり2,400立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	晒液酸化分解処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0	通常 9.5~10.5 最大 9.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,344.7 最大 1,867.0	通常 1,336.8 最大 1,859.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 45.0 最大 77.0	通常 45.0 最大 77.0
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 531.0 最大 636.0	通常 529.0 最大 633.0	

	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	シアン化合物 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 117.0 最大 180.0	通常 5.0 最大 10.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1,856 最大 2,369	通常 1,867 最大 2,380

備考 汚水等は、OBT酸素ばっ気式活性汚泥処理施設で処理する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 15.7 最大 35.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 28.7 最大 69.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 27.6 最大 100.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.6 最大 3.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 255,200 最大 339,300
----------------------------	--------------------------

(2) 東総合排水口

汚水等の汚 染状態の値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.6~8.7 最大 5.5~8.8
	化学的酸素 要求量(単 位 1リッ トルにつき ミリグラム)	通常 9.3 最大 20.0
	浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 21.0 最大 60.0
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 6.0 最大 10.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.5 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 17,174 最大 33,000

備考 この他に、雨水排水口が34箇所ある。

○愛媛県告示第234号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字弟地乙533番2地先から	旧	メートル 3.4~18.2	キロメートル 0.373	
		同市別子山字筏津乙500番1地先まで				
		新居浜市別子山字弟地乙533番2から	新	7.6~55.0	0.373	
		同市別子山字筏津乙500番1まで				

○愛媛県告示第235号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年3月5日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
2中局建(開)第42号 令和3年2月25日	伊予市市場字神ノ門甲13番1、甲14番1	伊予市中山町中山子448番地1 井上治憲

○愛媛県告示第236号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年3月5日

愛媛県南予地方局長 河瀬利文

就任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

退任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

Table with 3 columns: 氏名, 住所. Lists board members and their addresses.

公 告

○公 告

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月5日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の施行日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

令和3年7月4日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和3年9月12日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

令和3年7月11日（日）午前10時10分から
午後5時20分まで

イ 建築設計製図の試験

令和3年10月10日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

松山市文京町3 愛媛大学

イ 建築設計製図の試験

松山市文京町3 愛媛大学

3 受験申込手続

令和3年4月1日（木）午前10時から15日（木）午後4時までの間に、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（https://www.jaeic.or.jp/）において、必要な事項を入力して申し込むこと。ただし、インターネットによる受験申込みを行うことができない場合は、同月7日（水）までに同センター本部に申し出ること。

4 建築設計製図の課題

令和3年6月9日（水）（予定）から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（https://www.jaeic.or.jp/）において公表する。

5 学科の試験の合格通知

(1) 二級建築士試験

令和3年8月24日（火）（予定）付けで通知する。

(2) 木造建築士試験

令和3年9月7日(火)(予定)付けで通知する。

令和3年12月2日(木)(予定)付けの愛媛県報で公告する。

6 合格発表

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第2号

令和3年度愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験公告

令和3年3月5日

愛媛県人事委員会

愛媛県警察本部

愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験(男性(大学卒)の試験区分に限る。)を受けることにより、警視庁(東京都)又は兵庫県の警察官になるみちがありません。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用都県	採用予定人員	職務内容
男性	大学卒	愛媛県	46人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		警視庁	3人程度	
		兵庫県	3人程度	
女性	大学卒	愛媛県	8人程度	

男性(大学卒)の試験区分を申し込む場合は、第2志望まで選択することができますが、第1志望は必ず愛媛県としてください。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込後の志望都県の変更はできません。

2 受験資格

- 日本の国籍を有する者
- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者
- 昭和62年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を令和4年3月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁を第2志望とする場合の受験資格(生年月日)は「昭和62年4月2日から平成12年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、警視庁を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、他の都県によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都県に直接問い合わせてください。

本試験と令和3年度愛媛県警察官(高校卒程度)採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

- 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容																			
第1次	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います(択一式50題、解答時間2時間30分)。																			
	体力試験(愛媛県のみ)	20点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上/20秒間</td> <td>40回以上/20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>45kg以上(左右の平均)</td> <td>25kg以上(左右の平均)</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上/30秒間</td> <td>15回以上/30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン</td> <td>65回以上</td> <td>35回以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>基準に達しない種目が4種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上/20秒間	40回以上/20秒間	握力	45kg以上(左右の平均)	25kg以上(左右の平均)	上体起こし	25回以上/30秒間	15回以上/30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上	20mシャトルラン	65回以上
種目	基準																					
	男性	女性																				
反復横とび	50回以上/20秒間	40回以上/20秒間																				
握力	45kg以上(左右の平均)	25kg以上(左右の平均)																				
上体起こし	25回以上/30秒間	15回以上/30秒間																				
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																				
20mシャトルラン	65回以上	35回以上																				

柔道、剣道又はその他スポーツの資格等について、基準を満たしている場合は加点します(詳細は、別表「スポーツ加点の申請について」を参照)。

試験	スポーツ加点 (愛媛県のみ)	5点	<table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>柔道</td> <td>2段以上(講道館認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>剣道</td> <td>2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)</td> </tr> <tr> <td>スポーツ歴</td> <td>全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等</td> </tr> </table>	項目	基準	柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)	剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)	スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等
	項目	基準									
柔道	2段以上(講道館認定の段位に限る。)										
剣道	2段以上(全日本剣道連盟認定の段位に限る。)										
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会(中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。)への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等										
	身体検査	-	<p>職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>完全であること。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>職務遂行に支障のない身体的状態であること。</td> </tr> </table> <p>基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。</p>	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	完全であること。	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。
項目	基準										
視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上でかつ一眼でそれぞれ0.3以上であること。										
聴力	完全であること。										
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。										
第2次試験	口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。								
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います(課題1題、解答時間1時間)。								
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。								
	身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。 なお、弁色力については、次の基準で検査を行います。 職務遂行に支障がないこと。 検査の結果によっては、再検査を行った上で判定します。								

- (2) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (5) 第1次試験の1日目は、**体力試験及び身体検査に適した服装で来てください。**
教養試験以外の試験方法や基準等は愛媛県のもので、他の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区分	試験日	試験・検査種目	試験会場	合格発表
第1次試験	令和3年5月8日(土) 午前8時30分から午後5時30分まで のうち人事委員会が指定する時間 (遅刻した場合は受験できません。) 令和3年5月9日(日) 午前9時から正午まで (受付時間:午前8時から午前8時45分) (遅刻した場合は受験できません。) ()	体力試験 身体検査	松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	5月下旬 第1次試験当日にお知らせします。
	教養試験			
第2次試験	6月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			7月上旬

体力試験及び身体検査の受付時間は、受験票に記載します(「6 受験票の交付」参照)。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号をホームページに掲載します。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験等申込システム」(以下「システム」という。)にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。
なお、受付期間は次のとおりです。

令和3年4月2日(金)午前8時30分から4月19日(月)午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みを受け付けることはできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、4月12日(月)までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください(ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。)。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。)受け付けます(必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません(受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。)。

なお、使用される機器や通信回線上的障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。4月30日(金)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、**体力試験及び身体検査の受付時間など記載されている事項を確認し**、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。

この名簿は、原則として、令和4年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。

なお、令和3年9月末日までに大学等を卒業した者又は卒業する見込みの者については、欠員の状況に応じて、本人の意向を確認した上で、令和3年10月1日に採用される場合があります。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(警察本部長)が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**

また、名簿に記載されても、令和4年3月末日までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。

- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

8 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給(現行給料月額213,160円)が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。

愛媛県以外の都県については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送による開示請求を受け付けます。

開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票と返信用封筒(定型、縦14cm~23.5cm×横9cm~12cm)を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛に郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手404円(簡易書留相当分)を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開 示 方 法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名)	第1次試験合格発表の日から1月間	

第 2 次 試 験 受 験 者	第 1 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第 2 次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第 2 次 試 験 合 格 発 表 の 日 か ら 1 月 間	郵送により開示を請求
--------------------	---	---------------------------------------	------------

新型コロナウイルス感染症等拡大防止の観点から、郵送による開示請求としていますが、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することもできます。

愛媛県以外の都県の試験結果の開示については、それぞれの都県に直接問い合わせてください。

10 問合せ先等

ス ポー ツ 加 点 申 請 書 提 出 先 開 示 請 求 先 問 合 せ 先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 電話 089 - 912 - 2826 試験当日緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能
問 合 せ 先 開 示 請 求 先 (任 命 権 者 選 考 の み)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790 - 8573 松山市南堀端町 2 番地 2 電話 089 - 934 - 0110 内線2621・2622・2623・2624・2625 フリーダイヤル 0120 - 204 - 724
愛 媛 県 以 外 の 都 県 に 関 す る 問 合 せ 先	警視庁採用センター 電話 0120 - 314 - 372 兵庫県警察官採用センター 電話 0120 - 145 - 314

11 その他

台風などの自然災害等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛のメールにてお知らせします。

別表 スポーツ加点の申請について

項 目	証 明 書 類	申 請 方 法
柔 道	講道館が認定した段位を証明する書類の写し	受験申込時にスポーツ加点を申請する旨を入力した上で、「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」を、簡易書留郵便による郵送又は持参により愛媛県人事委員会事務局へ提出してください（提出期限：令和3年4月19日（月）午後5時15分（必着））。 スポーツ歴の全国大会参加の証明書類として、「出身校による全国大会参加証明書（原本）」以外の書類を提出された場合、又は提出書類に不備があった場合は、原本確認又は追加書類の提出を求めることがあります（この場合、第1次試験（1日目）当日の受付終了時までに証明書類の原本又は追加書類を提出してください。）。 なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。 (1) 記入漏れや不備等がある場合 (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。） (3) 受験申込み時に、スポーツ加点を申請する旨の入力がない場合（申込み完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。） (4) 期限までに「スポーツ加点申請書」及び「証明書類」の提出がない場合（申請書と証明書類両方の提出が必要です。また、証明書類の原本確認又は追加書類の提出に応じられない場合も加点しません。）
剣 道	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類の写し	
ス ポー ツ 歴	出身校による全国大会参加証明書（原本） 又は 次の(1)、(2)の両方が証明できる書類の写し (1) 地区予選を経た全国大会であること (2) 全国大会に選手として出場したこと (2)は氏名、大会名及び開催年月が明記されたものであること 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする（監督、コーチ、マネージャー等は除く。）	

スポーツ加点申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてください。

公営企業公告

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和3年3月5日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

1 入札に付する事項

- (1) 件名
一般撮影システムの購入
- (2) 購入物品名及び数量
一般撮影システム 1 式
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

- (4) 納入期限
令和3年7月21日（水）
- (5) 納入場所
愛媛県新居浜市本郷三丁目 1 番 1 号
愛媛県立新居浜病院
- (6) 入札方法
ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）による。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。
イ 入札金額は、購入予定物品の総額とすること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に

当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を納入期限内に確実に納入できることを証明した者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 1000 内線4623
又は(089)912 2794

- (2) 入札書の受領期限
令和3年4月13日（火）午前9時から同月15日（木）午後1時29分まで
- (3) 入札説明書の交付方法
愛媛県ホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）でダウンロード又は(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和3年4月15日（木）午後1時30分
愛媛県庁第二別館2階 公営企業管理局大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき令和3年3月31日（水）午後5時00分までに提出しなければならない。
なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(1)に掲げる場所に提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
General photography system , 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:29 p.m . , 15 April 2021
- (3) For further information, please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

令和3年2月24日付け第183号外1中

ページ	箇所	誤	正
1	掲載事項の種類欄	告 示	監 査 公 表